

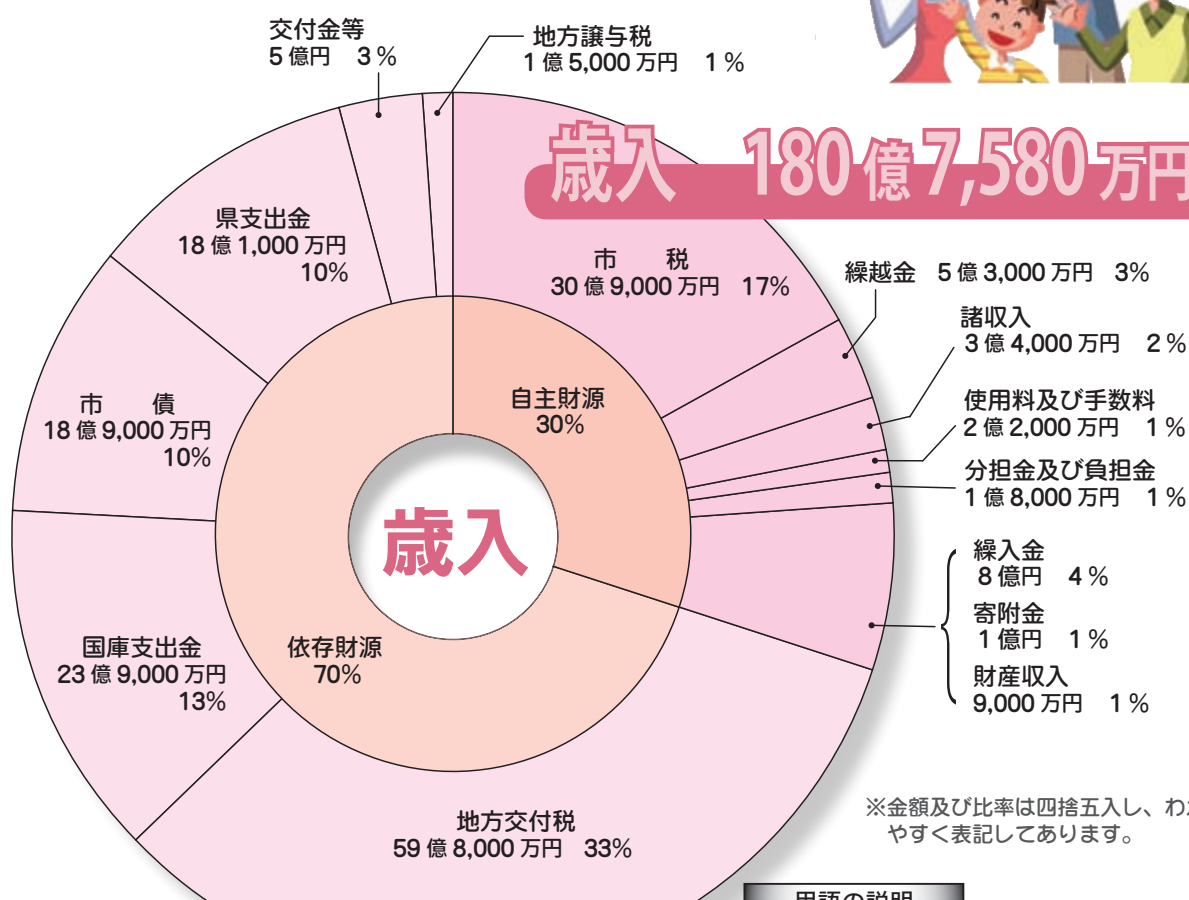
平成 28 年度の一般会計決算を、平成 29 年 9 月定例議会に提出しました。

一般会計の決算の規模は、歳入 180 億 7,580 万円、歳出 174 億 8,576 万円となっています。歳入と歳出の差し引き額は、5 億 9,004 万円です。これには、翌年度に繰り越すべき財源の 2 億 7,978 万円が含まれていますので、これを除いた実質収支は、3 億 1,026 万円の黒字でした。しかしながら実質単年度収支は、合併後はいじめて 5 億 8,734 万円の赤字に転じました。

今後も財政調整基金に依存しない健全な財政運営に努めていきます。

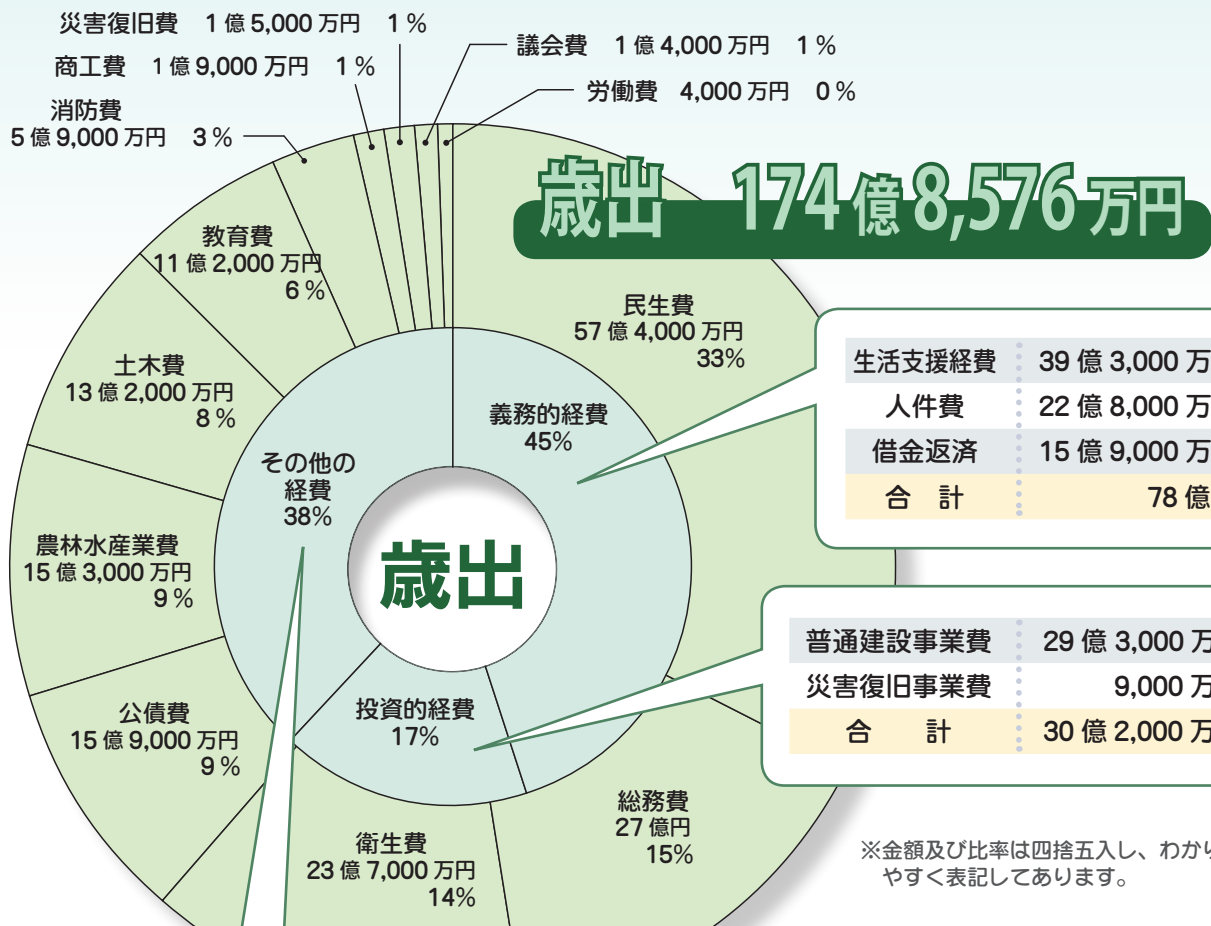
伊佐市の 財政状況

平成 28 年度決算 一般会計



用語の説明

- 自主財源** 地方公共団体が自主的に収入できる財源。
- 依存財源** 国や県から定められた額を交付される財源。
- 地方交付税** 所得税や法人税などの国税の一部を、地方自治体間にある財源の不均衡を調整し、国民が受ける基本的な行政サービスが住む場所によって差のないようにするため、地方公共団体の財政状況に応じて交付されるお金。国から地方への「仕送り」といわれている。
- 市債** 財源不足を補うため、国・県や民間の金融機関から借りるお金。
- 国庫・県支出金** 市が行う特定の事務や事業に対して、必要な費用の財源として国・県から交付されるお金。
- 実質収支** 単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの。
- 実質単年度収支** 財政調整基金（将来に備える貯金）の増減を見る指標。



生活支援経費	39億3,000万円
人件費	22億8,000万円
借金返済	15億9,000万円
合計	78億円

普通建設事業費	29億3,000万円
災害復旧事業費	9,000万円
合計	30億2,000万円

※金額及び比率は四捨五入し、わかりやすく表記してあります。

医療会計等への繰出金	17億9,000万円
物件費	17億円
一部事務組合（未来館等）	10億9,000万円
積立金	9億9,000万円
補助費等	8億9,000万円
維持補修費	1億円
出資金・貸付金	9,000万円
合計	66億5,000万円

用語の説明

- 義務的経費** 市の借金や人件費・扶助費（生活支援経費）など、支出しなければならない経費。
- 投資的経費** 道路建設などのように、社会資本の形成に向けられる経費。
- 公債費** これまで借り入れた市債などの返済に係る経費（借金返済）。



民生費

213,957円



総務費

100,679円



衛生費

88,196円



公債費

59,170円



農林水産業費

57,117円



土木費

49,065円



教育費

41,799円



消防費

21,949円



商工費

7,135円



災害復旧費

5,438円



議会費

5,397円



労働費

1,434円



啓発活動重点目標

みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

重点事項

- ♡ 子どもの人権を守ろう
- ♡ 高齢者の人権を守ろう
- ♡ 女性の人権を守ろう
- ♡ 障がいを持つ理由とする偏見や差別をなくそう
- ♡ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ♡ アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ♡ 外国人の人権を尊重しよう
- ♡ HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ♡ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ♡ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ♡ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ♡ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ♡ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ♡ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ♡ 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- ♡ 人身取引をなくそう
- ♡ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

第69回 人権週間

12月4日月～10日目



問い合わせ先

市民課人権啓発・市民相談係 ☎231311

69回目の人権週間

「世界人権宣言」は、基本的人権と自由を遵守し確保するために、世界中の人々と国々が達成すべき共通の基準として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において採択され、今年で69周年を迎えます。

国連は、世界人権宣言採択を記念して、12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し人権擁護活動を推進するための行事を実施するよう要請しています。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、「人権デー」を最終日とする12月4日（10日の1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を広く国民に呼び

かけ、人権尊重思想の普及を図っています。

各市町村には、法務大臣が委嘱した民間ボランティアの人権擁護委員（伊佐市は7人）が配置され、地域の相談パートナーとして人権に関する相談に応じています。

差別のない社会の実現をめざして

昨年は、人権に関するさまざまな法律が制定・施行されました。

4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、

相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律です。

6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ対策法）が施行されました。

この法律は、特定の人種や民族への差別をおおるヘイトスピーチ（憎悪表現）の抑止・解消を目的とした法律です。

12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。

この法律は、日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、差別のない社会を実現することを目的とした法律です。

人権とは人が生まれながらに持っている基本的な自由と権利であるとともに、全ての人が幸福な人生を送るために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。

市では、平成22年7月に「伊佐市人権尊重のまち宣言」を制定し、「人権を考える市民のつどい」をはじめとするさまざまな研修会を行っています。

私たち一人ひとりがあらゆる「人権」について正しく理解し、差別や偏見のない明るい社会の実現をめざしましょう。

特設人権相談所開設

- ▶ 12月5日(四) まごし館
- ▶ 12月7日(土) 大口元気こころ館
- ▶ 時 間 10時～15時

親子、夫婦、扶養、相続の問題、借地・借家問題、近隣トラブル、公害、差別・いじめなどの問題でお困りの人は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

なお、法務局と人権擁護委員は人権週間以外も相談に応じています。詳しくは、市民課人権啓発・市民相談係までお問い合わせください。

人権作文フォーラム

- ▶ 12月10日(日) 9時30分～12時30分
- ▶ 場 所 蒲生公民館
(始良市蒲生町白男 347 番地)

小・中学生を対象とした人権作文コンテストの表彰式と朗読会を行います。入場は無料です。

蒲生郷大楠少年太鼓による演奏や、コントあおぞらによる人権啓発講演が行われます。



開始式の集合写真



オープニングの様子

「人権を考える市民のつどい」
人権同和問題の講演会や人権作文コンテストで優秀賞作品に選ばれた市内の児童・生徒の朗読。

「人権の花運動」

人権の花であるヒマワリを児童たちが協力し合って育てることで、思いやりの心を育む取組み。
(平成29年度：本城小学校)